最終更新日:2015年4月7日
株式会社　東和銀行
代表取締役頭取　吉永　國光
問合せ先:総合企画部　027－230－1703
証券コード:8558
http://www.towabank.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営管理組織の整備については、経営の意思決定・業務執行の迅速化、取締役会の一層の活性化・監督機能強化を図るなかで、牽制機能を強化するため、監査役が常務会へ出席するとともに、常務会の決定事項や重要な業務運営の方針等について全役員に報告、開示することにより、一層の経営の透明性確保に努めております。また、取締役会や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」により評価・助言を得ております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,273,000	5.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	14,336,000	3.99
東和銀行従業員持株会	11,053,489	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,882,000	2.47
ザ　チェース　マンハッタン　バンク　エヌエイ　ロンドン　エス　エル　オムニバス　アカウント	6,211,000	1.73
株式会社ユニマットそよ風	5,370,852	1.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,120,000	1.42
遠藤　四郎	3,950,000	1.10
株式会社群馬銀行	3,941,740	1.09
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム アカウンツ エム エヌオーエム	3,581,359	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
紺　正行	弁護士											
稲葉　喜子	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
紺　正行	○	下記の属性情報について、該当ありません。 a 当行の取引先又はその出身者 b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 c 当行が寄付を行っている先又はその出身者	弁護士として豊富な経験と幅広い識見を有し、取締役会において、特に、法制面や法令遵守の観点から積極的な意見・提言等を行っております。当行との取引関係については事業運営上、当行に依存するものではなく、業務執行を行う当行経営陣に対して客観性及び中立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、社外取締役に選任するとともに独立役員として指定いたしました。 なお、「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。
稲葉　喜子	○	下記の属性情報について、該当ありません。 a 当行の取引先又はその出身者 b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 c 当行が寄付を行っている先又はその出身者	公認会計士で金融庁検査局専門検査官や監査法人代表社員等の豊富な経験と高い識見があり、経営及び財務に精通した人材であります。また、業務執行を行う当行経営陣に対して客観性及び中立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、社外取締役に選任するとともに独立役員として指定いたしました。 なお、「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携として、会計監査人から提出された監査報告結果と職務分担に基づく監査役の監査結果との整合性をチェックしており、また資産査定結果や本支店往査結果等については、情報・意見交換を行い、連携を深めております。さらに、監査役は会計監査人の支店及び子会社の往査に立会い、指摘事項の報告を受けております。
監査役と内部監査部門との連携として、内部監査部門である監査部が実施した監査結果は監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安藤　震太郎	他の会社の出身者													
加藤　真一	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤　震太郎		―――	会社経営を長年経験し、幅広く適切な識見を有し、当行との取引関係は業務運営上、当行に依存するものではなく、業務執行を行う経営陣に対して客観性および中立性を有していることから、社外監査役として選任しました。
加藤　真一		―――	公認会計士として豊富な経験と幅広い識見を有し、当行との取引関係は業務運営上、当行に依存するものではなく、業務執行を行う経営陣に対して客観性および中立性を有していることから、社外監査役として選任しました

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員の報酬と企業価値を反映した株価の連動性を高めることによって、企業価値の持続的発展を意識した株主重視の経営を推進するために導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対しては、その報酬と企業価値を反映した株価などの連動性を高めることによって、当該役員の中長期的な業績の向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高め、企業価値の持続的発展を意識した株主重視の経営を推進するため導入したものです。一方、社外取締役や監査役については取締役(社外取締役を除く)や執行役員の職務執行の監督を行うことを通じて企業価値の向上に貢献すると考えることから、その貢献を直接に株価に関連づけることは困難であると判断し、対象から外しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成25年度の報酬等の内容は、社外取締役を除く取締役4名81百万円であり、ストックオプション費用15百万円が含まれております。このほか、平成22年6月29日開催の第105回定時株主総会の決議(取締役(社外取締役を除く)に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給)に基づき、第108回定時株主総会をもって退任した取締役1名に対し役員退職慰労金52百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は昭和63年6月29日開催の第83回定時株主総会で決議された限度額25百万円(月額)と定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役は、監査役と同様に取締役会に出席し、取締役からの業務報告を受けるとともに、監査役会にも召集される体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営管理組織の整備については、経営の意思決定・業務執行の迅速化、取締役会の一層の活性化・監督機能強化を図るなかで、牽制機能を強化するため、監査役が常務会へ出席するとともに、常務会の決定事項や重要な業務運営の方針等について全役員に報告、開示することにより、一層の経営の透明性確保に努めております。

(1)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況
(ア)当行は監査役制度採用会社です。4名の監査役を選任しておりますが、このうち2名を常勤監査役、その他2名を社外の非常勤監査役としております。
(イ)銀行には法律を遵守した行動、高い倫理観をもった行動が強く求められており、企業としてのインフラ整備、すなわち、制度、組織、権限、予算、業務などについてコンプライアンス機能を強化することが求められています。このため、コンプライアンス統括部(平成15年12月当初設置時の名称は法務室)を設置し、日常の法務リスク管理や行員のコンプライアンスマインドの醸成に努めております。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制整備に向けた施策の検討等について討議し経営施策に反映しております。
(ウ)取締役会は毎月1回定例開催し、当行の業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しています。

(2)社外取締役に関する事項
社外取締役は取締役会へ出席し、コンプライアンス、リスク管理、監査結果等の面から議案の審議を行い、積極的な意見を述べる体制としており、取締役会の監視効果を高めております。

(3)監査役の機能強化に係る取組み状況
監査役監査を支える体制として監査役会を設置し、監査役を4名確保しております。その内2名は社外監査役とし、1名は幅広く適切な識見を有している会社経営者を、もう1名は財務・会計に関する識見を有している公認会計士を選任しております。

(4)内部監査及び監査監督の状況
当行では、監査部による監査を通じて、内部管理体制の強化を図り銀行組織の機能の充実 を図っております。監査部は各部門のコンプライアンス遵守状況やリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規程等との整合性や有効性を検証し、その状況を取締役会に報告しております。監査役は取締役会等の重要会議に出席する他、本部・支店の監査を実 施し監査の充実を図っております。
(5)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況
(ア)取締役会……毎月1回定例開催し取締役会規程に定める任務を遂行いたしました。
(イ)役員・部長全員で構成する経営戦略会議……毎月定例開催し、各部の業務執行状況について確認いたしました。
(ウ)コンプライアンス委員会……法令等遵守態勢の一層の実効性を高めるために、委員長を頭取とし、原則毎月1回定例開催いたしました。

(6)会計監査の状況
有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。
当行の会計監査業務を執行する公認会計士は以下のとおりです。
(ア)業務執行社員公認会計士　梅津知充氏、松崎雅則氏
(イ)会計監査業務に係る補助者　公認会計士4名、会計士補2名、その他28名

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、コーポレート・ガバナンス体制として、「社外取締役の選任と監査役等との連携体制」を採用しております。

その理由としては、社外取締役の独立性が高く、監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化できると判断したからです。また、社外監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を可能とし、会社法制等との整合性を保てる体制であると考えたからです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するよう努力しており、第109回定時株主総会は、平成26年6月26日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ディスクロージャー誌、英文ディスクロージャー誌や決算短信、決算概要等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、五つの誓い（行動規範）
環境保全活動、CSR活動等の実施	尾瀬のゴミ持ち帰りキャンペーンをはじめ、クールBIZ、適切な室内温度の設定、未使用機器の節電、リサイクル製品の活用などにより、平成26年度群馬県環境GS事業者に認定されております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 取締役では、7名のうち、女性の取締役1名が就任し、執行役員では、14名のうち、女性の執行役員1名が就任しております。 当行では、以前から性別に係わらず有能な人材の登用を進めており、平成18年に均等推進企業として群馬県労働局長優良賞を受賞し、また、次世代育成支援対策推進法に基づく仕事と家庭の両立支援への取り組みにより、平成22年に次世代認定マーク「くるみん」を取得しております。それに加え、経営計画の施策項目に「女性の渉外業務登用」を掲げ、営業部門（渉外係）に配置することで、より一層女性の活躍の場を広げています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況＞
（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役会は、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理及びそれを具体的に担保するための態勢を構築し、当銀行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行ないます。
・取締役は、業務執行にあたり、善良なる管理者の注意義務及び忠実義務を果たします。
・取締役は、優れた遵法精神と高い倫理観をもって率先垂範して法令等の遵守に取り組むことといたします。
・監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしております。
・事業年度毎に、取締役会においてコンプライアンス実践計画を策定するとともに経営方針においてコンプライアンスに関する基本方針を決定しております。
・反社会的勢力に対しては、関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
・法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。
・取締役会や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」により評価・助言を得ております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に従い適切に保存及び管理しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・統一的なリスクの管理体制を確立するために、統合リスク管理規程及びリスク管理の基本方針により、リスクカテゴリー毎の管理部署等を定めるとともに総合企画部をリスク統括管理部署と定め、統合的な管理を行っております。
・監査部は、各リスク管理部署の管理の適切性について、独立した立場から監査を実施しております。
・大規模災害などの不測の事態を想定した「業務継続計画規程」を策定し、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築しております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って、適時・適正な業務執行を行っております。
・取締役会においては、決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
・監査部は、本部各部の業務運営が本部業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

（5）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役が使用人の職務執行を監督するにあたり、法令等遵守が最優先であることを常に強調し、使用人のコンプライアンス・マインドを涵養いたします。
・法令遵守の手引き（取締役会付議）を策定し、全員に配付するとともに、研修・会議を通じて法令等遵守意識の高揚を図っております。
・事業年度毎にコンプライアンス実践計画を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
・コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を置くとともに、本部各部及び全営業店にコンプライアンス責任者を配置しております。また、本部各セクションの横断的組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題が生じた場合の改善を図っており、また、防止策、対応策の検討を行なっております。
・反社会的勢力に対する統括部署として、総務部に反社会的取引監視室を置くとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
・監査部は、本部各部及び営業店において法令・行内規程を遵守した業務が行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。
・法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

（6）当行グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会と監査役を配置しております。
・子会社の重要な業務の決定については、管理規程に基づき、当行の所管部署においてその適正について管理するとともに、業務の状況について適時に報告を受けております。
・当行の監査部は、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

（7）監査役を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立に関する事項
監査役室を設置し、補助者はその業務に関し、代表取締役の指揮命令から独立し、その人員・任命・解雇・配転等の人事異動については、予め監査役の同意を得た上で取締役会が決定しております。

（8）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・常勤監査役は、取締役会・常務会等の経営の重要会議に出席するとともに、支店長会議等の会議・報告会にも出席し、業務執行の決定や状況報告を受ける体制をとっております。
・監査役は、本部各部の決裁文書・報告文書を閲覧しております。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
・監査役は、取締役会・常務会・支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。
・営業店の業務監査等を通じて情報の収集及び使用人との意思疎通を図っております。

＜執行役員制度について＞
当行では、経営の監視・監督機能と業務執行機能との役割分担を明確にし、意思決定の迅速化、経営の効率化を図るために、平成22年6月から執行役員制度を導入しております。業務執行については、取締役会の決定に基づき各執行役員が担当部門を持ち業務執行に当たるほか、経営の基本方針や重要な業務執行は取締役会で決定する体制としております。

＜外部評価委員会について＞
経営に対する評価の客観性を確保するために、平成19年11月から外部評価委員会を設置し、社外の有識者3名（弁護士及び公認会計士）により経営事項に関する評価・助言を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、社会の秩序や安全を確保する上で、反社会的勢力を社会から排除することが企業の社会的責任（CSR）の一環であると認識しております。
反社会的勢力への対応については、総務部内に反社会的勢力に関する事項を統括する「反社会的取引監視室」を設置し、反社会的勢力への対応に係る方策の立案、行内への指示・指導等を行っております。また銀行業務の公共性、社会性を十分認識するとともにコンプライアンスの観点から「法令遵守の手引き」に基づき具体的な事例研修を実施し、危機管理意識の醸成に努めております。個別事例については、必要に応じ警察や弁護士、外部機関等の専門家と連携し、適切に対処することとしております。
また、反社会的勢力に関する情報を定期的に収集・分析し、当該情報を一元管理する体制を構築することによって、反社会的勢力との関係を遮断しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

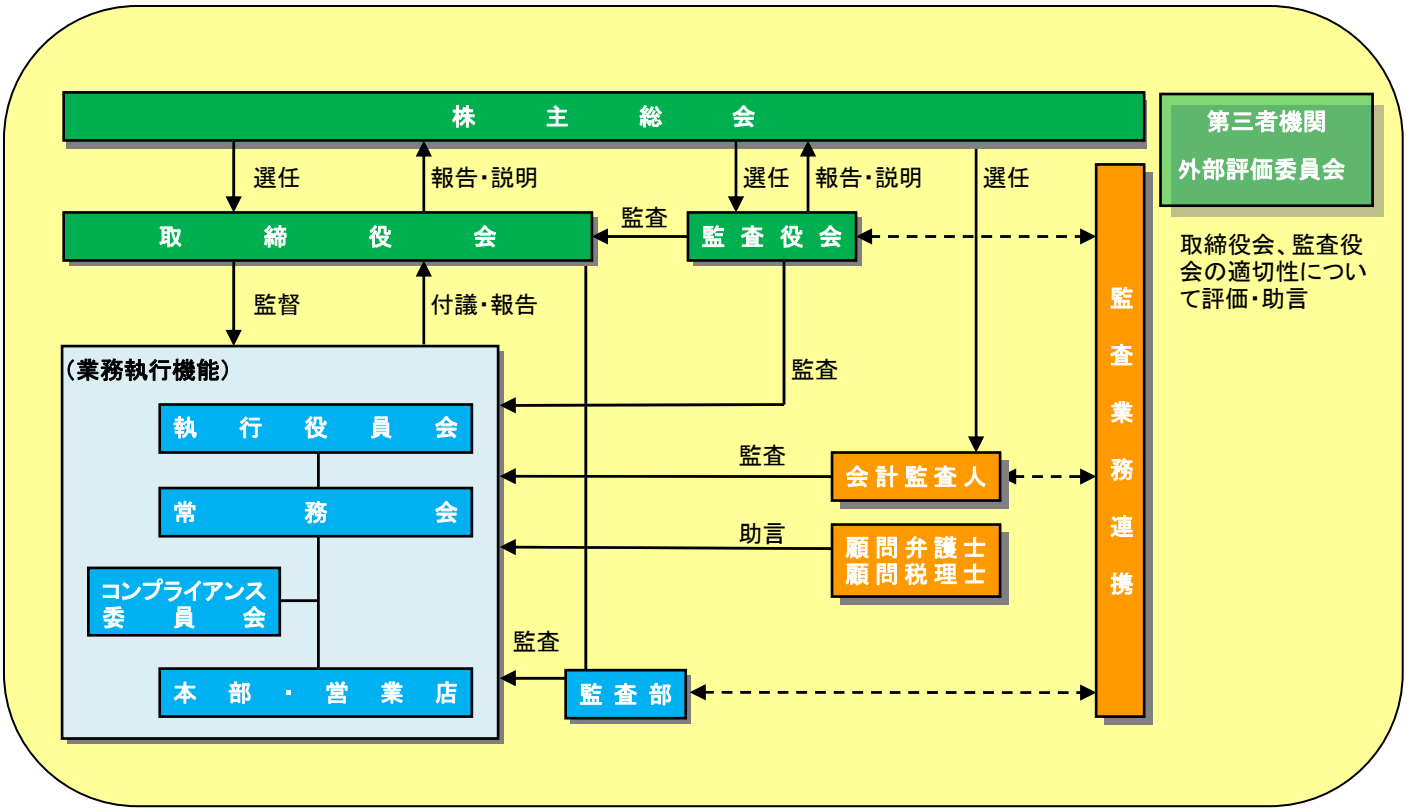
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜情報開示に係る組織体制＞

（1）決定事実に関する情報
　決定事実に関する重要な会社情報については、取締役会等で決定後、適時開示基準に従ってすみやかに情報開示をしております。

（2）発生事実に関する情報
　発生事実に関する重要な会社情報については、リスク管理統括部である総合企画部に一元集中しております。情報取扱責任者である総合企画部担当役員は、当該会社情報が連結子会社を含む当行の事業運営、経営成績、財政状態にどのような影響を及ぼすか、また法定開示・適時開示の要否を判断し、すみやかに頭取に報告しております。開示するかどうか判断が困難・不明確なものは、必要に応じ弁護士等と事前相談し、情報開示をしております。

コーポレートガバナンス体制図



情報開示に係る組織体系図

